

## よくあるご質問

(事務手続全般)

問1 居所情報の登録を行いたいのですが、どのようにすればよいでしょうか。

答 居所情報の登録を行う場合は、居所情報登録申請書を市区町村の窓口や総務省ホームページなどから入手していただき、必要事項をご記入の上、本人確認書類（免許証など）、居所に居住していることの証明書（賃貸借契約書、公共料金の領収証など）を住民票のある市区町村の「通知カード担当課」あてに提出してください。

なお、代理人が本人に代わって申請する場合には、さらに代理権を証する書類（委任状など）と代理人の本人確認書類を提出してください。

問2 居所情報の登録を行うことができる対象者を教えてください。

答 居所情報の登録を行うことができる方は次のとおりです。

- ① 東日本大震災により被災し、やむを得ない理由により、居所へ避難していて、住所地において通知カードの送付を受けることができない方
- ② DV等被害者であり、やむを得ない理由により、居所へ移動していて、住所地において通知カードの送付を受けることができない方
- ③ 長期間にわたって医療機関・施設等に入院・入所することが見込まれ、かつ、入院・入所期間中は住所地に誰も居住していないため、住所地において通知カードの送付を受けることができない方
- ④ ①から③までに掲げる方以外の方で、やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない方

問3 居所情報登録申請書はどこで手に入ればよいですか。

答 総務省のホームページからダウンロードいただけます。また、市区町村の窓口などでも入手いただくことが可能です。

問4 居所が住民票のある市区町村と離れていますが、郵送で居所情報の登録申請を行うことは可能でしょうか。

答 郵送により居所情報を登録することは可能です。なお、その場合、居所情報登録申請書、本人確認書類などの必要書類を住民票のある市区町村の「通知カード担当課」あてに郵送してください。

問5 DV等被害者であり、住民票のある市区町村に行くことが精神的に負担です。郵送で居所情報の登録申請を行うことは可能でしょうか。

答 郵送により居所情報を登録することは可能です。なお、その場合、居所情報登録申請書、本人確認書類などの必要書類を住民票のある市区町村の「通知カード担当課」あてにお送りください。

問6 居所情報の登録申請を郵送で行う場合、郵送費の補助はありますか。

答 大変申し訳ありませんが、居所情報の登録申請に係る郵送費については、申請者ご自身でご負担いただきますようお願いいたします。

問7 居所情報の登録申請を家族分まとめて郵送にて行いたいのですが、居所情報登録申請書を家族分まとめてもよいでしょうか。

答 居所情報の登録申請は、一人につき一件ずつ行っていただくことになっていますが、複数の居所情報登録申請書及びそれに添付する本人確認書類等を同封してお送りいただいてもかまいません。

問8 居所情報の登録申請を郵送で行いたいのですが、どこに送付すればよいですか。

答 住民票がある市区町村の「通知カード担当課」あてにお送りください。なお、住民票がある市区町村が政令指定都市である場合には、区役所の「通知カード担当課」あてにお送りください。いずれの場合も、その際封筒に「居所情報登録申請書在中」と朱書きしてください。

問9 居所情報の登録を行いました、事情が変わり、居所の所在地が変わった場合又は居所に通知カードを送付する必要がなくなった場合は、どうすればよいですか。

答 居所情報の登録内容が変わった場合には、改めて居所情報の登録を行ってください。

また、居所に通知カードをお送りする必要がなくなった場合は、居所情報登録申請書の様式の備考欄にその旨を記載し、「1 居所情報登録を行う者の情報」に必要な事項を記入した上で、居所情報の登録申請を行った際の本人確認書類を添付して、居所情報登録を行った市区町村に提出してください。

(登録対象者)

問10 単身世帯で、通知カードの送付が見込まれる時期に長期出張のため、住所地において通知カードの送付を受けることができない場合は、居所情報の登録申請を行うことができますか。

答 長期出張中、長期出張先の居所に居住し、当該居所において通知カードの送付を受けることができる場合は、当該居所について居所情報の登録申請を行うことができます。

問11 登録対象者が居住していない代理人の住所や勤務先等を当該登録対象者の居所として居所情報の登録申請を行うことはできますか。

答 通知カードは本人にお送りしますので、登録対象者が現に居住していない代理人の住所や勤務先等を当該登録対象者の居所として居所情報の登録申請を行うことはできません。

問12 単身世帯の成年被後見人へ直接通知カードが送付されないように、成年後見人が自らの住所等を当該成年被後見人の居所とする居所情報の登録申請を行うことができますか。

答 成年被後見人が成年後見人の住所等に居住している場合を除き、成年後見人の住所等を当該成年被後見人の居所として居所情報の登録申請を行うことはできません。

問13 日中に住所地において通知カードの送付を受けることが困難であるとの理由から、勤務先を居所として居所情報の登録申請を行うことはできますか。

答 本人が居所に居住していないため、勤務先を居所として居所情報の登録申請を行うことはできません。

問14 登録対象者の要件を満たし、同一の市区町村の中で住民票の住所と異なる居所に居住する場合であっても、居所情報の登録を行わなければ、通知カードは居所に送付されないのでしょうか。

答 同一の市区町村内であっても、住民票の住所と異なる居所に通知カードをお送りするためには、居所を登録する必要があります。

問15 居所が国外である場合であっても居所情報の登録申請を行うことはできますか。

答 国外の居所を登録することはできません。

(居所情報の登録申請をすることができる方)

問16 登録対象者が15歳未満の場合、単独で居所情報の登録申請を行うことはできないとのことですが、登録対象者の年齢を判定する基準日はいつでしょうか。

答 登録対象者の年齢を判定する基準日は申請日となります。

(居所情報の登録申請の方法)

問17 長期間医療機関・施設等に入院・入所している場合に、居所に居住していることを証する書類として、当該医療機関・施設等が別に作成する入院・入所証明書以外に何かありませんか。

答 別記様式の医療機関・施設等向け記入欄に、年月日、当該医療機関・施設等の名称及び担当者名の当該医療機関・施設等による記入又は押印があることをもって、居所に居住していることを証する書類とすることができます。

問18 居所情報の登録申請の際、本人確認書類を用意できない場合はどうすればよいでしょうか。

答 本人確認書類が全く提示することができない場合は、居所情報の登録申請を受け付けることはできません。

なお、事務処理要領第2-4-(2)-ア-Bに掲げる書類※のうち1点しか提示することができない場合は、住所地市区町村の窓口へ来庁していただき、当該住所地市区町村が質問等により来庁された申請者と当該書類に記載されている方が同一人物であることを確認することができたときは、居所情報の登録申請を受け付けることができます。

※ 事務処理要領第2-4-(2)-ア-Bに掲げる書類

官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、住所地市区町村長が適当と認める書類をいいます。

(具体例)

海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従

事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、官公署がその職員に対して発行した身分証明書、Aの書類（住民基本台帳カード、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書又は仮滞在許可書）が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する敬老手帳、生活保護受給者証、健康保険又は介護保険の被保険者証、各種年金証書、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書など。

また、官公署発行の書類のみならず、住民名義の預金通帳、民間企業の社員証、学生証、学校が発行する在学証明書も含まれます。

（居所情報の登録申請の受付）

問19 居所情報の登録申請が受け付けられた場合、市区町村から連絡があるのでしょうか。

答 居所情報の登録申請が受け付けられた場合、市区町村からの連絡はありません。なお、受け付けられない場合には、市区町村から居所情報登録申請書に記載した連絡先にその旨連絡されることとなります。

問20 DV等被害者であり、DV等被害から逃れるためにシェルター等の保護施設に保護されていますが、安全確保の観点から当該保護施設の所在地が非公開とされているため、当該保護施設の所在地を居所として居所情報登録申請書に記載することができません。どうすればよいでしょうか。

答 登録対象者がDV等被害者であり、DV等被害者の保護のための施設（以下「保護施設」といいます。）で保護され、DV等被害者の安全確保の観点から居所である当該保護施設の所在地が明らかにされていないため、当該保護施設の所在地を居所として居所情報登録申請書に記載することができないことについて相当の理由があると市区町村長が認める場合は、次のような対応もとれますので、お手数ですが、住民票のある市区町村にご相談ください。

- ① 居所情報登録申請書の「通知カードの送付先」欄には、居所である当該保護施設の所在地に代えて、当該保護を実施する主体の事務所等の所在地を記載する。
- ② 居所に居住していることを証する書類に代えて、当該登録対象者を当該保護施設において保護していることについて当該保護を実施する主体が証明する書類で、市区町村長が適当と認めるものを提出していただく。
- ③ 当該登録対象者やその代理人に市区町村の窓口に来庁していただき、又は職員が当該保護を実施する主体の事務所等において当該登録対象者と対面して、本人確認の上、通知カードを交付する。

問21 登録対象者である成年被後見人の通知カードについて、成年後見人が交付を受ける方法はありますか。

答 成年被後見人に係る居所情報の登録申請が行われた場合、その方の通知カードの送付先を住民票のある市区町村の所在地とした上で、その方の成年後見人来庁していただき、本人確認の上、当該通知カードを交付することができる取扱いとしていますので、お手数ですが、住民票のある市区町村にご相談ください。

(その他)

問22 居所情報の登録申請を行った場合、通知カードに記載される住所は、居所の情報となるのでしょうか。

答 通知カードに記載される住所は、住民票に記載されている住所となります。

問23 例えば、DV等被害者が居所情報の登録申請を失念していたり、通知カードの送付先情報の登録後にDV等の被害を受けたりすることによって、通知カードが加害者側に渡ってしまった場合、どうすればよいでしょうか。

答 個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められる場合は、番号利用法第7条第2項の規定により、本人からの請求又は職権により、個人番号の変更を行うことができるものとされています。このような場合に該当するときは、住所地の市区町村に対して請求することにより、個人番号の変更が可能です。変更された後は、改めて変更後の個人番号を記載した通知カードを本人にお送りします。その際、居所情報を登録していただくことにより、当該居所にお送りすることが可能です。

なお、住民票のある市区町村から現在お住まいの場所（居所）のある市区町村への転入手続を行うことをご検討ください。転出手続は住民票のある市区町村の窓口で（郵送で行うことも可能です）、転入手続は現在お住まいの場所（居所）のある市区町村の窓口で行ってください。

併せて、転入手続の際、住民基本台帳事務におけるDV等支援措置も申し出てください。転入手続後は現在お住まいの場所（居所）が新住所となりますが、DV等支援措置を申し出てDV等支援対象者になることで、加害者が新住所を知ろうとして住民票の写し等の交付等の請求等をして拒否される（交付等がされない）措置が講じられます。